

若林正俊君 時間が参りましたのでこれでやめますけれども、このたび金融庁の方が、金融検査マニュアルの別冊・中小企業融資編というものをパブリックコメントに付しております。どうか、全銀協もそうですが、特に中小金融機関の皆さん方については、中小企業を対象にした金融機関でございますだけに、検査が厳しいから貸し渋りだ、言わば貸しはがしだと言われるような、そんな事態があるんだと巷間伝えられたこともありますが、ひとつ実情に即した金融の実施が行われますように、このパブリックコメントを通じてちゃんと遠慮なく注文を付けてもらいたいと、こういうことを要望し、中小企業に対する融資の円滑化についてなお今後とも御努力をいただきますようお願いをして、終わりたいと思います。

峰崎直樹君 今日、多くの方の参考人をお呼びしたわけですが、今、若林委員の方からも質問ありまして、私の要求をしていた参考人の方でもちょっと質問できない場合もあると思いますので、御容赦願いたいというふうに思います。

最初に、これは昨日の段階で通知をしておりますでしたけれども、今日の段階で、マスコミ報道ですけれども、一点どうしても聞いておきたい。

塩川大臣、実は、スタンダード・アンド・プアーズが国債格付をワンランク下げたと。それは、日本の構造改革が遅れているということと、それからもう一つは、実は小泉内閣に対する支持率が低下したということが理由だというふうに報道では私は聞いているわけですが、財務大臣、国債を発行されている財務大臣としてどういう感じを持たれているのか、感想をお聞きしたいと思います。

国務大臣（塩川正十郎君） 一言で申しまして、非常に残念なことだと思っておりません。

ムーディーズはもう引下げをいたしました。それに合わせてS & Pも今度引下げをしたのでございますが、その報告書の中に挙げておりますのは、財政構造の改革が進んでおらないということが一つ、不良債権の解消が進んでおらないということ、それからもう一つは、社会保障並びに貿易改革に対する要するに評価が低いと、こういうことなんです。

一方、日本にもいいところはあるんだということは言っておるんです。それは、潜在的生産力というもの、経済力というものは相当やっぱり強いものがあるということと、通貨の普及率が世界で三番目の力を持っておるとか、だから一層の改革を進めてもらいたいということが結論なんです、そのために一つランク下げるといことなんです。

私は、これを受けて、やっぱり反省すべきところはきちっと反省すべきだと思っておりまして、今日の記者会見でも、これをやっぱり一つの示唆だと思うて受け止めておくということにいたしました。

峰崎直樹君 柳澤金融担当大臣にお聞きしますが、大手銀行に対する特別検査の結果が出た後にこういう実は格下げということが、しかも、その中で構造改革の進展が遅れているという指摘があった。そうすると、これから日銀総裁あるいは財務大臣は、今週末ですか、G7で海外へ行かれますが、これは一体、格付会社だけの評価ではなくて、今回の特別検査というものの評価も、ある意味ではこの中に私は表れているんじゃないかという気がするんです。

その点について、このスタンダード・アンド・プアーズが格下げたことについて、この特別検査との関係ではどうだろうかということについて担当大臣の御意見をお聞かせ願いたいと思います。

国務大臣（柳澤伯夫君） 残念だということは塩川大臣と同じでございます。

金融セクター改革について、今、委員御指摘のように、今回の不良債権のというか、金融機関の特別検査の結果が自分の当初の見込みどおりでなかったということが理由になっているようではございますけれども、我々としたしましては、もう少しこの格付機関に対しての説明もこれからなおやらないといけないなというのが私の感じでございます。

峰崎直樹君 これから、浸透度が足りないんだ、もっと理解をしてもらいたいんだ、ということなんだろうと思いますが、どうも市場の信認というのは、余り高い評価をされているのではないんじゃないかというふうに思えてなりません、今日はそのことを全体を通じて、また質問を通じて明らかにしていきたいというふうに思います。

先ほどちょっと、今、信用保証協会の問題、私どもの同僚が是非聞いていただきたいということがございますので、その点是非、信用保証協会の会長でございます牧野さんにお尋ねしたいわけでありますが、中小企業に対する銀行の貸し渋りだとか貸しはがしというのは、信用保証協会というところにおられて一体どういうふうにごらんになっているのかということについてお聞きしてみたいと思いますが。

参考人（牧野洋一君） お答えを申し上げます。

最近の中小企業に対します民間金融機関の貸出し状況につきましては、平成十年ごろの未曾有の信用収縮の時期ほどではないものの、昨年に入りましてまた再び厳しくなっていると、このように認識をしております。

具体的には、中小企業庁が毎月実施をしております中小企業への貸出し実態調査、これを見ますと、金融機関の貸出し姿勢が厳しくなったとする中小企業の割合が平成十年十月には三五%にまで達しておりましたが、その後急速に改善をしまして、平成十二年の九月には一九・四%まで低下をいたしました。しかし、その後また上昇に転じておりまして、今年の三月の調査では二五・六%まで戻ってきている、そういう状況にあると私どもは認

識をしております。

こうした状況の中で信用保証協会といたしましては、資金調達に苦慮する中小企業者の方に対して親身かつ迅速な対応に努めているところでございます。いわゆるセーフティーネット、金融機関破綻関連の保証その他六つございますが、このセーフティーネット保証は十二年度の合計では一千百億でございますが、十三年度では三千四百億と、三一一%、三倍強になっていると、こういう実態もございまして、そのような状況で私は承知をしております。

峰崎直樹君 金融担当大臣にお聞きしますが、これは、いわゆる公的資金注入行に対しては、中小企業への貸出しについては計画的に増やすようにと、こういうある意味では指導をされていたと思うんですね、計画を。これはどうも守られていないんじゃないかと。

新生銀行に対してかつて業務指導をされましたけれども、その後の展開はどうなっておりますか。

国務大臣（柳澤伯夫君） 金融機能早期健全化法におきましては、当時のいろいろな御審議の中で、資本注入をするからには金融の疎通というものの向上を図るべきだ、なканなく中小企業者に対する貸出しについてはその円滑化を図るべきだということの中で、私ども、資本注入に当たって御提出をいただいた金融機能健全化計画、こういうものについては、中小企業貸出しの推移をそこに計画として掲げるようにということを要請をし、そのような運用が実際行われているわけでございます。

ただ、ここのところで、そういう計画を鮮明にしてその実績も示していただくということの中で、そういうプロセスの中でパブリックプレッシャーというものをやはり掛けていただくということでもってその今言った目的を追求していこうというのが基本でございます。計画経済のように、この貸出しを計画どおり実施しろと行って、その実現を強制する、あるいは義務付けすると、こういうことはやはり私どものシステムになじまないということで、そういうようなパブリックプレッシャーの下での遵守ということをお願いしてまいったわけでございます。

ただし、そうはいえ、そういったことに対しての行内の体制の整備であるとかということが明らかに欠けているというようなことについては、これは改善をしてもらわなきゃいけない。こういうことはかねてから、金融再生委員会当時から言っておるわけでございまして、御指摘のこの銀行につきましては、そういう観点から私ども業務改善命令を発したわけでございます。その後、当該銀行は体制の整備に取り組みまして、それを実現し、そして計画の完遂に向けて格別の努力をしてもらっていると、こういう認識を持っております。

峰崎直樹君 大臣がおっしゃっていること、私非常によくわかるんです、その点では。

そういう意味で、むしろ、私ども櫻井議員を中心にして作りました金融アセスメント法案、すなわち、それぞれの金融機関がどういうところに貸しているかということのいわゆる情報を開示することによって、この銀行は非常に地域によく貸し出しているね、この銀行はNPOを大切にしているねと、あるいはこの銀行は環境問題には非常に熱心だねとか、そういうことが非常に分かるようにしていったら、情報開示を通じて明らかにしていった方が私はよりある意味ではいいのかなと思っておりますので、この点は是非、我々の出している金融アセスメント法案をこの場でも、もし必要であれば修正協議など応じますので、論議をして通していただければというふうに思っているところでございます。

さて、本題に入ります。

特別検査の問題に入っていきたいと思いますが、そこで、特別検査のまず対象なんですけれども、主要行の要注意先債権の四十八・五兆の四分の一、約十二兆ですが、しかもそれは要注意先ではなくて、本来ならば正常先も入っているんですね。そうすると、非常にこれは対象が限られてやしないか、範囲がですね。しかも、株価や外部格付などの著しい変化が生じているなど大口債務者と、こういうふうに規定されているわけでありまして、そうすると、例えば株式を上場していない会社、あるいは、かつてよくありましたね、いわゆる銀行がペーパーカンパニーを作ったり、あるいは不良な資産を横に逃したり飛ばしたりするような、そういう、いわゆるなかなか我々には目に見えないけれども、そういうところのいわゆる不良債権というのは結構私は重要なおところがあると思うんですが、そういう全体の不良債権全体を見たときに、そういったところがやはり落ちてやしないかなと。

そういう意味で、全体の不良債権の実態を正確にとらえているとは言い難いのではないかという批判があると思うんですが、この点は柳澤担当大臣はどのようにお考えでしょうか。

国務大臣（柳澤伯夫君） この特別検査というものがそもそもどういういきさつで始まったかといえば、これはもう委員はつとに御承知のとおりでございますが、ある大手企業が、大手の小売業でございますが、これが非常に格付機関の格付の急速な低下をもたらした、そういうことが起こったということで、それから幾ばくもなく破綻をしてしまったという事態に私ども直面しまして、これはやはり不良債権の認識についても同様なことが起こらないようにしなければいけないと、こういうことを考えまして、私ども通常は、金融検査というものは確定決算を、直近の確定決算を基準日にして、そこでの自己査定というものが適切に行われているかどうかということを検査するというのが大原則なんです、この大原則の例外として、次に行われる、つまり、次に行われる決算のための自己査定の作業に我々の方もある種の関与をして、先ほど若林委員の方からもございましたように、銀行の当事者、それからまた外部監査人たる監査法人、それから我が方、この三者でもって自己査定の適切性を図っていかうと、こういうことございまして、そういう事柄の経緯から、市場の評価、これが急速に下がったもの等を対象にするということで始めたわけ

でございます。

そういうことが今回の検査の眼目でありまして、不良債権全般の、例えば非上場、市場の評価も、市場が、そういう公開をしていないために市場自体が何も特別な評価をしているというようなことではないというようなものについては、これはもう一般の不良債権というか、自己査定での検査というもので本来取り組むべきものなのであるというふうに私も考えているわけでありまして、私どもが特別検査ということで、いきさつからして我々に求められているということについては十分こたえたものになっているという考え方をいたしているわけでございます。

峰崎直樹君 その全体の不良債権の問題は、この間のこの委員会でも少し議論して、引き続きやらなきゃいかぬということになっていたわけでありましたが、そこで実は、昨年十月二十九日から始まったということなんでありますが、改革先行プログラム、昨年九月二十一日に出されました。この中では、不良債権の問題について、特別検査で破綻懸念先に区分されるに至った債務者については、速やかに、私的整理ガイドライン等による徹底的な再建計画策定、民事再生法等の法的手続による会社再建、三番目にRCCなどへの債権売却等のいずれかの措置を講ずることを求めると、こういうふうになっているんです。

今回、このプロセス、すなわち、私、金融庁にいろんな資料請求しても来ないんです。例えば、デット・エクイティー・スワップというのは何社ぐらいやったのか、あるいは債権放棄はどのぐらいやったのかということがなかなか出してもらえないんですね、今回の特別検査で。いや、それは明らかにしたらそれは全部どこだということがもう分かっちゃうからだとということで出さないんだということなんだそうです。

しかし、いずれにせよ、このいわゆる特別検査のプロセスの中で、どうもこの企業はもうこれはあれですよと、破綻懸念先ですよというやり取りの中でデット・エクイティー・スワップを使ったり、あるいは債権放棄を使ったりしている事例が出るんですね。

でも、これは実は、いわゆるこの九月二十一日の方針の中では、いずれにせよそうなったときには私的整理、すなわち債権放棄とかそういうことについてはやらないと。つまり、いわゆる公平性とか、そういうものを担保するためには私的整理ガイドラインと、これは金融庁も肝いりになって作ったんじゃないじゃありませんか。こういうものが何ら使われていないんじゃないか、何らと言ったら変ですね、例えば二、三使われたという事例は新聞でも報道されて分かりますが、いずれにせよ、このいわゆる私的ガイドライン、これをなぜ採用されなかったのかな。どういうふうにお考えなんですか。

国務大臣（柳澤伯夫君） この私的整理のためのガイドラインでございますけれども、これはもう委員先刻御案内のいきさつでもって策定されたものでございます。

ただし、そのガイドラインそのものを書いてあるわけですが、すべての私的整理がこれによることは必要ないんだということが書いてあるわけございまして、この私的

整理ガイドラインは非常にもう破綻に近づいたようなケースということを私今感じて読み取っているわけでございます。

それはやっぱり、保全のための一時停止、つまり債務者への支払を停止してしまうんでございます。そういうようなことが適した、ふさわしい状況にないものであっても、やはりこれは整理を進めないと市場の評価がなかなか得られにくいんじゃないか、こういうようなものについてはそういう、そういうものまで一時停止をして、これはもう非常に大問題でございますよと、債権者の皆さん考えて、とにかく債務の支払は一定期間これ停止しますからねというようなことでなく処理をするということも当然私はあり得ると思うわけでございまして、そういうことで、私は、一番大事なのは、再建計画を作った場合の再建計画の合理性、それから再建計画の実現可能性、これがもう最も大事であって、こういったものについての考え方についてはさんざんガイドラインの策定時に御議論をいただいたその精神を酌み取ってこの策定を求めていく、こういうことが大事であるというふうに考えておりました、必ずしも形式的にすべてこのガイドラインどおりのプロセスを経なければならぬというものでもなからうと、このように考えているわけであります。

峰崎直樹君 それじゃ、なぜこの改革先行プログラム中間取りまとめの中でそういうことが書かれていないんですか。これは閣議決定したものではありませんか。

竹中大臣、ちょっとお伺いしますが、この種のもは経済財政諮問会議でもこれは整理をされてきたわけでしょう。そして、いわゆる私的整理というものについて、かつて債権放棄、デット・エクイティー・スワップはちょっと別にしましょう、債権放棄をやられると、一生懸命自力で頑張っているところと債権放棄をされたところが実は同じレベルにならないんじゃないかということで、これはやはりイコールフットイングにならないね、不公平だねと、だから私的整理のガイドラインを作ったんじゃないですか。それを適用しないで、また実はこれは破綻懸念先ですよと言ったら、いや債権放棄だ、デット・エクイティー・スワップだということを通じて今回実はこのような結果になっているわけですね、そのプロセスをいえば。

そうしたら、これはほとんど実際問題、本当に今大臣がおっしゃったように、胸を張ってこれは我々としてはきちんとやりましたというようなものじゃなくて、また元へ戻っちゃったんじゃないですか。その点についてはどのように大臣お考えでしょうか。もし、竹中大臣も、たしかこれは経済財政諮問会議を通じて明らかになっているのであれば御意見をお伺いしたいと思います。

国務大臣（柳澤伯夫君） ちょっと峰崎委員はいきさつのことを思い違いなさっているんじゃないかという感じをしながら私はお聞きしました。

このガイドラインは、要するに、私がもっと何で整理が進まないんだということを問題にしたわけです。オフバランス化のために、もっと整理がどんどん進まなきゃだめじゃな

いかということを通して、そのときにヒアリングを掛けたわけです。どうしてもっと話がうまく進まないんだと言ったら、複数債権者の話がなかなかまとまらないんですよということです。一つ。

それで、それにはじゃどうしたらいいんだろうかということの探求の中で、それはもういろんな意見出ました。一種の仲裁機関みたいなものがあった方がいいなとか、もっとRCCがその采配を振るってもらいたいなとかいうことの中で、一つガイドラインというものを作ったらどうなんだろうかというアイデアもあったわけです。

そういう中で、INSOLというものが実はあるぞということになって、そのロンドンアプローチのINSOLを追求して行って、とにかくにもそういうものも一つ作っておこうということで、それはやっぱりあの事情によく通じた方々が作っていただくのがいいだろうと、役所の側はオブザーバーがいいだろうということででき上がったのがこのガイドラインでありまして、やっぱり作っていく過程では法律家の御意見というのが非常に強く投影されたと思うんですけども、先ほど言ったような、ちょっとストップ、債務の履行はストップだというようなプロセスが入ったものができ上がったわけです。

それはそれで立派なもので、特に議論の経過も我々には非常に参考になったところでありまして、そのガイドラインにもあるように、必ずしもこれにすべてのケースが依拠しなくて当然よろしいんですということが書かれてあったという辺りのことをひとつ参酌して御議論を進めていただきたいと思います。

峰崎直樹君 いやいや、私が言っているのは、この改革先行プログラムの中で、いわゆる破綻懸念先に分類される場所は、やるなら、私的整理の場合にはいわゆる私的整理のガイドラインに従いなさいよと言っているんです。ところが、実際問題やられているのは、債権放棄だとかあるいはデット・エクイティー・スワップだとかという形でやられてきているのではないんですかと。事実でしょう、これは。明らかにしてくれないんですから。

問題は、そうした方がいわゆる引当金を、例えば要管理からこれは破綻懸念先に積み増したときには恐らくお金が余計掛かるんでしょう、銀行にとってみれば。そうしたら、むしろそれは債権放棄して要注意にその債権を下ろした方がはるかに安く済むという事例が出てくるんですよ。デット・エクイティー・スワップもそのように使われているんでしょう。だから、その意味では、この私的整理のガイドラインに沿ってやりましょうというこの改革先行プログラムは、何のためにこれは書かれているんですか、それでは。そのことを先にお聞きしたい。

これはどっち、竹中さんはこれは最後確認されたんでしょうか、それとも金融担当大臣なのか、ちょっと聞いてください。

国務大臣（柳澤伯夫君） まあ原案はうちから出ておりますから、原案作成者の立場でお答え申し上げますが、ここにも書いてあるように、この字句で私くたくた講釈言いたく

ないんですが、しかし一応字句を先生おっしゃるので、「私的整理ガイドライン等による徹底的な再建計画策定」と書いてあって、ガイドラインは一つの当時システムとしてきちっとあったものでございますから、そういうものを例示したということでございます。

もちろん例示というのはワン・オブ・ゼムだとかなんとかということじゃなくて、ここで御議論されたことは十分我々参酌すべき精神であると、このことについては間違いないところでございます。

国務大臣（竹中平蔵君） 基本的には今、柳澤大臣がお答えになったとおりだと思います。

プログラムの取りまとめの立場から、これはまあ一般論的なお話になると思いますが、基本的には、企業がバイアブルかノンバイアブルかということを持って判断する、バイアブルな場合は、どのようなやり方が結局のところ費用が最小になるかということと判断すると、それに尽きるんだと思います。ここでの書き方も、これはもう文言の話になってしまいますが、今お話にありましたように私的ガイドライン等による徹底的なということでもありますから、そういったことも含めた総合的な判断をするというようなことをこのプログラムの中では書かせていただいたつもりであります。

峰崎直樹君 お二人とも公平性という問題が、このいわゆる私的ガイドラインというものの、これを作らなきゃいけないというふうになったときには、あちらこちらから、債権放棄をされる所とそうでないところが何で同じ土俵でやらなきゃいけないのとか、いろんな、私たちにも来ているわけですよ。

その意味で、このINSOLの八原則も我々も知っていますが、そういうものを通じてできる限り私的整理する場合も公平性を担保していこうじゃないかということで作って、それをわざわざこの改革先行プログラムにまとめたんでしょう。それがほとんど使われなくて、実際問題その債権放棄、今、竹中さんおっしゃいました、本当にそれが、将来的にそっちの方が安く済むのか高く付くのか、我々はそのデータを持っていませんので判断できません。

むしろ、一般的に市場で言われているのは、そうした方が銀行の体力をそがないから、目先、お金が、積み増すことが少なくて済むからそうになっているんじゃないのかということの疑いすら持たれているわけです。そういう疑いを晴らすためには、この私的整理の原則を基本的にやはり進めていこうと、こうなっていくのが当たり前の話じゃないかという気がするんですよ。

私はその点で、この問題について金融庁に要請しているんですよ。債務者区分の下位遷移について明らかにすべきだと。つまり、例えば要管理から今度は要注意になったとする。あるいは要管理から正常になったものもあるんでしょう、上位になったものも。なぜならば、デット・エクイティー・スワップやあるいは債権放棄を使って、これはもう良債権に

なりましたと、こういうものも出てきているんでしょう。ところが、これは全然明らかになっていないんです。これを明らかにしてくださいと言っても、明らかにしない。風評が出るかもしれないと言っているんです。そんなことはないですよ。風評出るんだったら、もうとっくの昔に、もう新聞やいろんなところで出てきていますよ。

ですから、そういう意味で、今お話を聞いていても、本当にこの特別検査なるものが、きちんとした原理原則で本当にやられたんだらうかというふうに私たちは疑問に思えてならないんです。

なぜそういうことを言うかという、去年のいわゆる十一月の二十六日、高木金融庁監督局長、前日も別件でお呼びしました、今日はお呼びしてありませんが。何とおっしゃっているかという、いよいよ特別検査に入ろうとしているやさきに何と言っているかという、これは、公的資金の再注入は必要ないのかと言ったら、大手銀行全体で仮に一兆円の処分が出てても云々言って、検査前から結論があるわけではないが、自己資本比率は平均一〇%を維持するだろう、特別検査の結果、過少資本に陥ることはない、こういうことをいわゆる日本経済新聞で御本人が答えられているわけですね。

さらに、今日はお見えになっておりませんが、森金融庁長官は、去年の、これは全銀協の、大手行の皆さん方との会談の日でしょうか、同じように、特別検査を受けられる皆さん方におかれても、これは要注意ですということを説得していただければ、それを我々は確認できればよいということなんです。これは何度も取り上げられた会話です。

こういうものからしても、全体として今度の検査というのは、特別検査というのは、どうも銀行の自己資本比率八%をクリアできていればほぼ大体大丈夫だ、こういうものから逆算して作っていったんじゃないのかというふうに疑われているわけですよ。

そこで、金融考査もやっている日銀総裁もおられますし、竹中大臣にもお聞きいたしますが、一体、今のような特別検査を、本当の意味でこれは市場に対してもきちんとやっているかということについてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

特に、竹中大臣、この二月の二十七日に決めました早急に取り組むべきデフレ対策、この中に、特別検査の状況を踏まえて、問題企業については、市場に評価される再建計画を策定、法的手続による会社再建等による速やかな処理を実施すると、こう書いてあります。市場に評価される再建計画の策定ということなんです。今回の特別検査についてはそういう評価になったのかどうなのか、この点について竹中大臣の、そして日銀総裁もこの間ずっと銀行の不良債権問題についてかなり私は厳しい御指摘をしておられたと思いますが、このいわゆる特別検査によって、もう日本の大手行を中心とした金融機関は大丈夫だ、公的資金を入れる必要はない、この点についてお二人にお伺いしたいと思います。

国務大臣（竹中平蔵君） まず、検査そのものが信頼に足るような形で行われたかどうかという一般的な御質問に対しましては、これはもう当局が行うことですから、私たちはその当局において厳正な検査がなされてあるというふうに考えております。これは、

柳澤大臣御自身も事あるごとに御説明くださっていますけれども、金融庁の中においても検査部局の独立性というのを非常に重視して、その中でその検査というのが厳格に行われたというふうに聞いておりますし、金融機関の幾つかのところと色々な形で私たち意見の交換はございますが、その中でも検査が非常に厳しく行われたというふうに伺っております。その意味では、検査そのものが厳格に行われたということに対して、私は高い信頼性を持って見ているということをお願いしておきたいと思っております。

その中で個別具体的な話になってきますと、その個別の大手の債務者についての個別の再建計画がどうであるかどうか。これは市場に評価されるということでありますから、これは正に市場で評価いただくべき問題なのだと思います。

そういったことを含めて総合的に、実は今夕の経済財政諮問会議で、柳澤大臣にもおいでをいただきまして、この金融特別検査の結果とその銀行の問題について更に議論を深めることにしておりますので、そうした中で、基本的に申し上げますが、検査は非常に厳格になされたというふうに思っておりますが、それを受けたデフレ対策の在り方というのを議論を深めたいというふうに思っているところであります。

参考人（速水優君） 特別検査が実際どのように実施されたか具体的に承知しているわけではございませんが、これによりまして主要行の不良債権処理が促進されたということは事実でありまして、この点、高く評価いたしたいと思っております。ただ、景気の状態とか構造改革の進展を踏まえまると、今後も、新規の不良債権の発生とか、既存の不良債権が更なる劣化を続けるというような可能性も高いと思われまます。

各金融機関におかれては、今回の結果も踏まえつつ、特別検査の対象企業はもとよりのこと、それ以外の企業につきましても経営・財務状況をチェックする必要があると思えます。また、そうしたチェックを踏まえまして、不良債権が適切かつ迅速に処理され、資産内容を改善するなど、収益力の強化に向けて一層の自助努力をしていただきたいものだというふうに思っております。

峰崎直樹君 今、最後に収益力の向上とおっしゃいました。前回からずっとお話を聞いていて、例えば繰延税金資産の問題にせよ公的資金の導入にせよ、これは本来的な資本、ティア1に入っているけれども本来的な資本じゃないんじゃないかというときに、日銀総裁はそれはもうパーゼルの委員会で、ティア1に入れることについて、それはある。しかし問題は、それがちゃんと銀行が収益を上げてその分を返せる、そして繰延税金資産でいえば、これはちゃんと利益が上がって過去の税金の払い過ぎの分を戻してもらえる、そのために収益が上がらなきゃ駄目だということですね。

そうすると、この収益が余り上がっていないということについて、これは一体どういうところに原因があるのかということについては、これは少し明らかにしておく必要があるんじゃないかという気がするんですね。

最近、金融機関の中でビジネスモデルの改革ということをおっしゃっているんです。柳澤担当大臣、そういういわゆる収益の改革に向けて今金融機関、後ろに全銀協の会長やいろいろおられるんですが、本当は一つ一つお聞きすれば一番いいんですが、今その改革に向けて何らかの新しい動きというのは始まっているんでしょうかね。その点お聞きしたいと思います。

国務大臣（柳澤伯夫君） まあ一般論としてですよ、日本の金融機関は収益力が弱い、こういって言われているわけですけども、それを腑分けして言いますと、やっぱり預貸の利ざやが薄いんですね。それが一つ。それからまた、預貸の利ざやと其与信費用というか与信費用比率、こういうもの、つまり不良債権処理損率ですね、こういうものを比較した場合にも、今現在は非常に与信費用比率高いですから、非常に利ざやの薄さというものが更に目立つ形になるというようなこともございます。

そういうようなことと、それからまた、欧米の先進の金融機関と比べると、やっぱり資産を活用した収益に依存している、資産を活用しないいわゆるフィービジネス、手数料収益というものがやはり相対的にウエートがちっちゃいんじゃないかというようなことも言われている、これはもう、本当にもう一種のコモンセンスでございますけれども、そういうことを言われているわけでございます。

そういう中で、我が金融機関は一体どうしているかといえば、これはもう御案内のとおりでございます、公益性などといって何となく横並びで、余り金融機関がもうけちゃいけないじゃないかというような雰囲気正直言って今まであったものを、もうそんなこと言っていられないということで、金融機関ももうけさせていただきますよというようなことで、先ほど来お話にも出ている信用リスク相当分の金利というものを上乘せさせていただきますというようなことが随分進んでいまして、この点は私は、逆に友人の、債務者の方から聞きまして、このごろもう銀行は大変だと、金利を上げる金利を上げると言ってくるよというようなこともエピソード的に聞いておって、今一番力を入れているのはそこだよというような話も聞いておって、そういう努力の跡は十分見られるということでございます。

また、フィービジネスについては、もうちょうちょう、委員のような御専門の方には申しませんけれども、できるだけこれを上げていこうということであるというふうに考えております。

峰崎直樹君 今のその問題について、本当は、実は1%の、前回もちょっと議論になりました1%の利益も出せないようなそういうところに対して、実はキャッシュフローが回っているとその銀行は、ある意味では、企業というのは存続できているというような実態があります。

さあ、これを2%、3%という、リスクが大きい企業であればあるほど高い利率を請求

しなきゃいかぬようになったら、どんどんこれは企業倒産していくんじゃないかなというふうに思えるんです。でも、そこをあえてやらなきゃいけないというのが多分今の実情なんだろうというふうに思っていますが、その問題についてはちょっと別にいたしまして、もう時間もありませんから、ひとつ総合的に柳澤金融担当大臣にお伺いいたします。

これで四月一日からペイオフ入った。そうすると、普通預金は別だといえれば別であります、来年になりますが。そうすると、大手行の特別検査をやりました。それからこの一年間、この三月三十一日まで信用組合も含めて全部検査をやりました。これで日本の金融機関の、実は全体的に見て、大手行だけじゃなくて、これで信用システムといえますか、信用不安といえますか、そういうものの不安というものは、信用リスクの不安というものはこれで解消されたというふうにある意味では判断をされているのかどうか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

国務大臣（柳澤伯夫君） 私がペイオフの解禁のときに申し上げたことというのは、我々がペイオフを迎えるに当たって金融検査をして、場合によっては、大変残念だったんですが、金融機関において整理をさせていただいたところもある。そういうような結果として、要するに健全性の基準を充足した金融機関ばかりと、すべてがそういう金融機関であるという形でこの新しい時代に乗り出しましたということをおっしゃっていただいたわけです。

その後、それは当然、そんなその次の日に倒れてしまうなんということは、これはまあ常識論としてないわけですが、これからの経済、生きている経済の中でどういう金融機関になっていくのか、このことについては、私は、これまでの株主であるとかあるいは市場であるとか、いろんな人の批判の目に加えて、預金者の目までその金融機関について非常に監視の目が行き届くようになる。そういうことを受けて、経営者というものが、金融機関の経営者というものが本当にもうかうかしてはいられませんよと、一刻たりとも。そういう形で、それではどうしたらいいんだ、私のこの金融機関を生き残らせ、しかもみんなのお役に立つようなもの、これ支持がなければ生き残れません。そういうような金融機関になるにはどうしたらいいかということをお聞きしたい。

こういう体制になることが金融機関の構造改革なんですということを申し上げたわけでありまして、もちろんそういう中で金融監督の当局が責任がないなどとはこれは口が裂けても申しませんで、そういう努力と客観的な事態を常にウォッチをしていく、こういう体制が本当に日本の金融機関を強くしていく体制、甘えの余地があったんでは強くなれませんというのが我々の新しい時代なんだということを申し上げていただいているわけでありまして。

峰崎直樹君 そうすると、今回、特別検査も踏まえて、一応健全性という点では現段階においては一応担保できる、こういう判断でよろしゅうございますね。

そうすると、これで、デフレ対策としてかつて、二月の初旬でしたでしょうか、もう本
当にブッシュさんが来られたころは大変だったわけですが、この結果、今の日本の
金融機関は健全だと。その上で、いよいよデフレ対策、あれで、前回の二月二十七日で終
わったわけじゃないわけですね。まさかあれだけで終わったわけじゃない。そうすると、
デフレ対策、この結果を踏まえて、今、柳澤大臣がおっしゃったように、健全だとか
おっしゃったことを踏まえて、一体デフレ対策としてはどんな内容を打ち出そうと考
えておられるのでしょうか。

まず、それは経済財政担当大臣にもお聞きしたいと思いますし、財務大臣には特に、新
聞でしか私ども知り得ないんでここで明らかにしていただきたいんですが、税制改革、そ
の基本の中で、減税を先行したっていいでないかという発言が随分高く取り上げられた。
今までは、いや減税ならちゃんとどっか財源をよこして、まあニュートラルだというよ
うな議論をしておられたのに、減税先行論に変わられたということで、これは石会長もかつ
て、いやデフレ対策で税制改革なんて余り聞かないよと、こうおっしゃっていただけ
ども、そこら辺を含めて財務大臣にはお聞きしたいし、日銀総裁は、デフレ対策として、
もし、この特別検査あるいは日本の金融機関というものは健全だという前提で、どん
なことをお考えになっているのか、お三方にちょっとお聞きしてみたいと思います。

国務大臣（竹中平蔵君） デフレを克服するためには、政策を総動員することが必要で
あると。何よりも経済活性化がその前提でありますから、その経済活性化に関しては、今、
峰崎委員も御指摘になりました税制の改革を含め、ないしは経済産業活性化戦略を含め、
今、諮問会議で議論していることを粛々とやっていくと。六月を目途に取りまとめを行う
ことになっておりますので、それを進めるといことが何よりも政策の基本としては必要
であるというふうに思っております。

その上で、とりわけ金融に着目して二月の末にデフレ対応策ということを取りまとめた
わけありますから、金融に関しては次のような位置付けになるかと思えます。

今、健全であると。健全であるから、じゃ、どうするんだというお尋ねであります
が、健全という意味にも幾つかの健全があるのだと思えます。危機を起こさないとい
う意味で健全であるということではありますが、現実問題としては、日銀がハイパ
ワードマネーを三〇%増やしても、ベースマネーを三〇%増やしてもマネーサ
プライは三%台しか増えない。そこにやはり金融仲介機能がなかなか難しい問
題を抱えているという問題は現にあるわけ
でございますから、危機を起こさないという意味での健全性から、更に構造改
革を担えるような強い金融システムを作っていくという意味での一歩踏み込んだ
健全性に向かってどのような政策が必要かということを議論すると。それが
デフレ対応策の中にも私は入ってくるのだというふうに思えます。

経済の活性化そのものについては、税制の話、経済活性化戦略の話、これは財務大臣
にもお答えいただけると思えますので特に触れませんが、金融に関しては、今申し
上げたよ

うなより強い口バスタな金融システムを作っていくということが必要な段階だというふうに思います。

国務大臣（塩川正十郎君） 私は、減税先行でもいいということを言いましたのは言っております。

ただし、そのときに私ちゃんと条件付けてあるんです。それは二つの大きい条件付けてあって、これからの産業の向かう方向を明示し、それに活性化を付けるために必要であるとするならば、減税先行でも結構だということが一つの条件。もう一つの条件は、一定期間内において減税をやるが、先行しても、それに対して財政上の均衡を取るために必ず増収策も同時に示してもらっての減税先行でなきゃならぬ。この二つはちゃんと言っておるんですから、ですから、減税先行とスローガンだけ言われたら、私にとっては非常に迷惑だと思っております。

そこで、それじゃ減税先行で何を減税するのだというお尋ねでございますから、私は、今まで経済財政諮問会議は主として財政構造の在り方、そしてまた将来に向かってのグローバルな政策についての議論をしまいいりましたけれども、今やっぱり必要なのは、日本の産業はどのように構造改善していくのかという、その構造改善の方向を明示していく必要があるんじゃないかと思っております、それがために四分野を示した。そうならば、その四分野を示した、これは説明せぬでも御存じですね。その四分野に対してどのような減税措置を講じてインセンティブを与えていくかということを示すということをしてはやっていきたいと、こう思っております。

それともう一つは、私、研究開発の分野、これは非常に減税措置といいましょうか、効果が出てくると思ひまして、これに対するものもいたしたいと、こう思っております。

余り答弁長いのでやめますが。

参考人（速水優君） 日本銀行は引き続き、デフレ脱却に向けて、潤沢な資金供給を通じまして市場の安定と緩和効果の浸透に全力を挙げていくつもりでございます。同時に、このような金融緩和が力強い効果を発揮して日本経済がデフレから脱却するためには、金融システムの強化、経済・産業面の構造改革、これらを進めて民間需要を活性化させていくことが最も重要だと、不可欠な要素だと、事柄だと思ひます。

今後とも、各方面における構造改革への取組が粘り強く進められることを強く期待いたしております。

峰崎直樹君 塩川大臣、私は、実は消費税引上げのときに当時は与党でございました。そして、要するにある意味では減税先行でやったんですね。結果は、もちろん消費税引き上げて大変な問題になったわけですが、このいわゆる減税を先行させて後で必ずその分は増収していきますよというのは、これは残念ながら、我々政治家を卑下するよう

な感じなんです、なかなかこれは大変だと思います。私は、それは余り考えられない方がいいんじゃないかなというふうに思っている一人なんです。しかし、いずれにせよ政策的に減税を先行させたいということを出されたということについては、恐らくこれは三十兆円枠とどういう関係があるのかなとか、いろいろまた出てまいります、これはまたいつか議論させていただきたいと思います。

そこで、もう残り時間が、私の与えられたものが少なくなりましたので、塩川大臣、九七年十一月の山一証券の特融、これはどうなっています。何か産経新聞を読むと、大蔵省はこれをちゃんと日銀に、日銀特融に対して払いますよと、こういうふうに言っているんですが、本当に払うんですか。

副大臣（尾辻秀久君） ただいまの件でありますけれども、今、資産処分や訴訟手続を始めとする破産手続が続けられておるところでありまして、終了するまでには更に時間を要するものと考えます。したがって、この日銀特融の最終処理につきましては、今後の破産手続の進展を見極める必要がある、そういうふうに考えております。

峰崎直樹君 要するに、払うんですね。そこを、要するにそこだけちょっと教えてください。

副大臣（尾辻秀久君） 申しあげましたように、今、手続の最中でございますから、これを見極める必要がある。今申しあげるわけにはまいりません。

峰崎直樹君 何の手続に入っているんですか。

副大臣（尾辻秀久君） 資産の処分、それから訴訟手続、訴訟も続いておりますので、今ここでそういうものが続いているさなかに私どもが何かを申し上げるわけにはいかない、こういうことを申し上げているわけでありまして。

峰崎直樹君 塩川財務大臣、これ衆議院で宮澤大蔵大臣が答弁されていますよね、当時。それを守るか守らないかということで、守るということでいいんですね。

国務大臣（塩川正十郎君） 当時の宮澤大蔵大臣が答えておられますことは、これはやっぱり政府として責任でございます。ですから いや、ちょっと待って下さい、そこが大事なところなんでございます。ですから、先ほど尾辻副大臣言っていましたように、早く事務的に煮詰めなきゃならぬ。けれども、残債が一千数百億円といたらこれなかなか大きいですから、補償基金だけでこれをかばっていくということは難しいでしょう。いずれは政府も関与しなきゃならぬ。そこの持ち合いをどうするかということが私は必要であ

ろうと思っております、取りあえずこの残債の処理も必要ですけれども、この手続をきちっとしてもらわなきゃ、これを議論にすら入っていくことはできないということでございますので、急いでやっていきたいと思っております。

峰崎直樹君　そこで、これ四月一日から健全だということなんです、しかし市場の皆さん方とかいろんな関係者の話をしてみると、余りそれは信じておられないんです。例によって、また金融庁、銀行の体力を推し量ってやったんだということで信用していない。ですから、金融機関を、どの金融機関が安全かどうかということの選別も、さっきおっしゃったようにすごく厳しい目で見られると思うんですね。ですから、その意味では金融機関、今日も全銀協の方もあるいはみずほの方もお見えになって、どうやって自分たちの健全性というものをやるかという意味でのプレッシャーというのは確かに働いていると思う。働いていますが、これ先ほどの大臣の確認で、これでもし万が一というか、今日もみずほの前田頭取もおいでになっていますけれども、今回のようなトラブルと申しますか、後で私どもの大塚委員が質問をいたしますから、みずほの問題について、こういう問題が実は決済すらまともにできなかったんだってよというようなことになってくると、その銀行に対する大変やっぱりある意味では不安感というものは増してくるわけですね。

そういう問題なんか起きてきたときに、さあ、もう健全ですよという状況ですから、当然問題になってくるのはシステミックリスクよりも流動性に対する、すなわち風評によってどうもあそこは危ないようだよというふうになってくると、流動性リスクというものが出てくると、これは当然のことながら日銀に、第三十八条ですか日銀法、日銀特融というのが当然求められると思うんですね。

そうしたときに、日銀特融というのは、日銀、今日は速水総裁、もう時間ありませんからお答えいただきませんが、四条件、日銀特融の四条件というのがございます。その四条件を発動されるときに、これ無担保ですから、日銀としても、この銀行は流動性リスクだけなのか、それとも信用不安があるのか、信用リスクがあるのかということは審査局で審査されていますよね。そのときに、我々はとてもこの銀行には、この金融機関には私たちは危なくて貸せません、日銀の言ってみれば信認が落ちてしまいます、こういう判断をされるのが僕はあり得ると思うんですが、日銀総裁、どうでしょうか。

そういう今後の、ペイオフ解禁以降、今のそういう状態になってきたときに、やはりその四条件は厳格に守ります、そして当然審査局で私どもが審査をしたものと金融庁が検査をしたこととをきちんと突合させていただいて、その上で、この四条件の特に四、最後のところですね、日銀のいわゆる資産に対する信認、この問題について十分判断をする、こういうことでよろしゅうございますか。

参考人（速水優君）　今御指摘の四つの条件については、今後とも私どもとしては守ってまいりたいと思っております。

なかんずく、二つ、そのうちの、中央銀行の最後の貸手としての機能というものは、システミックリスクの顕現化を回避するためのものであるということが一つ。もう一つは、我が国の中央銀行として財務の健全性を常に確保するように慎重に配慮を加えなければならないということが四つのうちの一つの条件で、この二つのことは特に重視してまいりたいと思っております。

峰崎直樹君 財務大臣にお聞きします。

もしその日銀特融を、流動性危機に対応するために日銀に対して特融を要請するときは、必ずこれは日銀特融に対しては政府は保証いたしますか、保証いたしませんか。

国務大臣（塩川正十郎君） 政府は保証いたしません。

峰崎直樹君 保証しないということですか。もう一回確認。

国務大臣（塩川正十郎君） 保証しません。

峰崎直樹君 そうすると、これからは保証しないということになれば、ますます日銀の特融というのは、これは保証されなくなったら、これ日銀がもしかすると流動性危機どころかシステミック危機があったら大変だということで、当然それに応じないということが起こり得るといふことの判断でよろしゅうございますか、総裁。

参考人（速水優君） 今申し上げましたように、私どもの財務の健全性という立場から、これはしっかり守ってまいりたいというふうに思っております。

峰崎直樹君 人によってはこの無担保でやるということについて非常に懸念する人がいるんですが、日銀総裁としてはその三十八条の規定の中のその無担保について何らかの問題意識持たれますか。

参考人（速水優君） 無担保であるということもあり得ると思えますけれども、そのときの条件をよく見た上で判断をしてみたいというふうに思っております。

峰崎直樹君 最後に、G7が開かれますので、これは国際的な場において日本の不良債権問題について鋭い御指摘がきっとあるだろうと思いますが、財務大臣、それから、日銀総裁は先ほどちょっとお聞きしましたので、財務大臣、自信を持ってG7各国に向かって、日本の金融はこれでもう信用リスクというか健全性は確実に担保された、これからはますます良くなっていく一方だと、こういうような明るい展望でもってお話ができる、そ

ういうふうにお考えでしょうか。

これをもって、終わります。

国務大臣（塩川正十郎君） この問題はしばしば議題となりますけれども、私は実情を率直に申し出ておまして、日本の金融の在り方と、それから諸外国、特にアメリカの金融の在り方とは若干性質も違いますから、つまり間接融資と直接融資と関係違いますから、そういう点につきましてはアメリカにおいてもだんだんと理解をしてくれております。なお一層、先生のおっしゃるように、日本の、健全で、だから解決していくという方向に向かっておるということを十分に説明しておきたいと思っております。

峰崎直樹君 終わります。